

○災害警備実施関係情報報告要領の制定について

(昭和 50 年 8 月 5 日甲通達備第 34 号、甲通達外第 34 号)

次のとおり災害警備実施関係情報報告要領を定め実施することとしたので通達する。

なお、昭和 39 年甲通達備二第 27 号、同外第 27 号「災害警備実施関係情報報告要領の制定について」及び昭和 36 年ら(1)第 1886 号「災害警備関係月報の作成要領について(甲通達)」は廃止する。

災害警備実施関係情報報告要領

第 1 種類別報告先

県本部緊急事態対策課及び地域課に報告する災害の種類は、次のとおりとする。

1 緊急事態対策課に報告する災害

- (1) 台風
- (2) 大雨
- (3) 強風
- (4) 高潮
- (5) 津波
- (6) 地震
- (7) その他の災害(事故)で社会運動若しくは一地方の治安問題に発展し、又は発展するおそれのある災害(事故)

2 地域課に報告する災害

- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 降雪(なだれ、その他雪による被害)
- (4) 広義の交通事故(航空、船舶、陸上)
- (5) 山の遭難
- (6) 落盤
- (7) 山くずれ
- (8) 爆発物による爆発
- (9) 水難事故
- (10) レジャースポーツ事故
- (11) その他の事故(労働災害事故、有毒ガス漏れ事故等)

第 2 情報等の報告

1 台風、大雨、強風、高潮、津波、地震、落雷、降雪、落盤、山くずれ、爆発物の爆発による災害

(1) 情報報告

災害(事故)が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その災害(事故)の種類に応じ、次の関係事項を速報すること。

ア 降雨量、水位

準備体制が発令され又は災害発生のおそれある場合は、別記様式 1 により速報すること。

(ア) 降雨量

あ 午前 9 時現在における前 24 時間中の 1 日雨量

い 時間雨量が 20 ミリ以上の場合は、事後毎時間雨量と総雨量

(イ) 水位

毎年度の静岡県水防計画書による河川基準に基づくもの。

あ 警戒水位に達したときは、1 時間ごと。

い 警戒水位以下に減水したときはその都度。

イ 警察措置

警備態勢をとった場合

(ア) 警備本部設置の状況

日時、場所、規模

(イ) 部隊の招集（参集）及び編成の状況

(ウ) 部隊及び装備器材等の運用状況

(エ) 災害警備実施活動の概要

あ 人命救助（救出）活動

関係機関と協力して行つた活動も含む。

い 避難の措置

警察官が行つた避難のための立ち退きの指示、又は警告の状況及び市町長等が行つた避難のための立ち退きの指示に基づく避難誘導措置の概要

う 交通の確保（規制）活動

え 広報活動

お 防犯活動

か その他の警備活動

ウ 避難状況

(ア) 避難開始日時

(イ) 避難の区別

自発的、勧告、指示若しくは警告による避難の別

(ウ) 避難した地域及び世帯数、人員、避難先

(エ) 避難の理由

エ 治安状況

被災地における犯罪の発生状況、物資の欠乏等に起因する民心の動向、流言飛語の状況等

オ その他災害に関する情報

(2) 被害状況報告

次の被害が発生した場合は、別記様式2により速報すること。

ア 死傷者、行方不明者

住所、職業、氏名、年令、重軽傷の別

イ 河川堤（防潮堤）等の決壊、溢水

(ア) 決壊、溢水の箇所とその規模

(イ) 被災地名、被災状況

ウ 集団的（おおむね5棟以上）な被害

被災棟数、被災世帯数、被災者概数

（市町自治会等の全世帯数に対する百分率）

エ 公共的建造物の被害

公共施設、救護施設及び文化的価値のある建造物の被害状況

オ 主要交通機関の被害

鉄軌道及び市町道以上で自動車の通行可能な道路についての被害状況

(ア) 交通施設、機関名

(
〇〇鉄道〇〇線
県道〇〇線
)

(イ) 不通箇所

(
〇〇町から〇〇町まで
〇〇駅から〇〇駅まで
)

(ウ) 不通原因

（「土砂くずれ」、「高潮」、「河川のはん濫」等）

(エ) 復旧予定（完全復旧に至らなくとも応急措置で、運行又は通行可能となる

予定についても含む。）

カ 警察関係の被害

(ア) 警察職員及び家族の死傷

あ 所属、官職、氏名、年齢（家族の場合は、警察職員との続柄）

い 被害の状況（負傷の場合は、その部位及び程度）

(イ) 施設関係の被害

あ 施設名

い 被害程度（損害見積額を入れる。）

う 応急措置及び執務状況

(ウ) 警察有線通信施設の被害

あ 専用回線（3・4・5級線）

- (あ) 回線名
- (い) 障害規模（不通、信号不良、雑音等）
- い 署内施設（交換装置を有する署）
 - (あ) 施設種別（交換装置、署内電話機、署内配線）
 - (い) 被害状況
 - (う) 回復日時
- (3) 集計報告

台風、大雨、強風、高潮、地震、津波等による大規模な被害が発生したときは、別記様式3により管内の被害状況を市町別に、原則として2時間おきに、定時報告を行うこと。
- (4) 結果報告

事態が落ち着いたときは、被害の状況を総括し、次の事項について文書、電報又は電話で報告すること。

 - ア 災害の原因
 - イ 災害の始期及び終期
 - ウ 災害発生場所又は地域（必要により図面を添付する。）
 - エ 被害の概要
 - オ 警察措置の概要
 - カ 顕著な災害警備実施活動
(特に成果を挙げた部隊及び警察職員の個人の活動事例等)
 - キ 災害警備実施活動に対する世論
 - ク 反省検討事項
災害警備実施を通じて、災害に対する平素の措置、事前措置、災害発生時及び災害発生後の措置等災害警備実施活動上の教訓となるべき反省検討事項

2 火災

- (1) 概況報告

火災発生に際し次の一に該当する場合は、別記様式4により概況を速報すること。

 - ア 10棟以上類焼のおそれがある場合
 - イ 公共施設、救護施設及び文化的価値のある建物の火災及びこれらの建物に類焼のおそれがある場合
 - ウ 一般部隊1個小隊以上の出動を要すると認められる場合
- (2) 結果報告

火災が発生し、次の一に該当する場合は、別記様式4によりその結果を報告すること。

 - ア 焼失住家5棟以上に及んだ場合
 - イ 公共施設、救護施設及び文化的価値のある建物が焼失した場合

ウ 死傷者の発生した場合

エ 一般部隊1個小隊以上出動して警備措置をとった場合

3 広義の交通事故（航空、船舶、陸上）、航空機の墜落、不時着、船舶の遭難、列車の脱線、転覆等（交通事故を除く。）で警察措置を必要とする事故が発生した場合は、別記様式2により速報すること。

4 山の遭難

山の遭難事故が発生した場合は、別記様式5により速報すること。

5 水難事故

水難事故が発生した場合は、別記様式6により速報すること。

6 レジャースポーツ事故

レジャースポーツ事故が発生した場合は、別記様式7により速報すること。

7 その他の事故

前各項以外のもので、有毒ガス漏れなど人体又は財産に被害を及ぼすおそれのある場合であつて、警察措置を必要とするときは、別記様式2により速報すること。

第3 月報報告

前記第2各項に該当する事案が発生したときは、災害警備実施活動の有無にかかわらず、当月分を取りまとめて、別記様式8の「災害月報」を作成し翌月3日までに、県本部緊急事態対策課及び地域課にそれぞれ報告すること。

第4 その他の報告

人命救助、行方不明者の捜索等により、自衛隊及び海上保安部に出動を要請しようとする場合は、直ちに別記様式9により上申すること。ただし、急を要し上申するいとまのない場合は、直接出動を求め、速やかに同様式により報告すること。

第5 各種報告記載要領

別記様式2「災害発生報告」、別記様式3「災害集計報告」及び別記様式8「災害月報」の各欄の記載要領は次のとおりとする。

1 被害種別

(1) 「人的被害」欄

ア 「死者」欄

「死者」数は、死体を確認したもの又は死体を確認することはできないが、死亡したことが確実であるものについて記入する。（事後の報告で死者数が減少するということのないよう不確実な者については行方不明とする。）

遭難地がA署管内で、死体がB署管内に漂着した場合は、原則として遭難地で計上する。ただし、災害初期において漂着した死体がどこで遭難したか不明の場合が多いわけであるから、この場合A署で行方不明1、B署で死者1と重複する可能性があるのはやむを得ない。

イ 「負傷者」欄

重傷、軽傷を問わず災害のため、傷い疾病にかかり医師の診断及び治療を受ける必要のあるものを記入する。

事後の詳細で負傷者を重軽傷者別に区別する場合は、短期（1箇月未満）で治療できる見込みの者を「軽傷者」、1箇月以上の治療を要する者を「重傷者」として記入する。

ウ 「行方不明」欄

月報は、作成の時に所在が不明であり、かつ、死亡した疑いのある者を「行方不明」とする。したがって、災害が発生した場合行方不明として報告したのものについては、月報作成の時死者又は生存者として判明したかどうかを再検討し確認の上記入する。

(2) 「建物被害」欄

建物被害については、「住家」（全壊より一部破損まで）と「非住家」に大別する。普通「住家」とは、人が居住するための建築物をいうが、ここにいう住家とは広い意味に解し、ともかく人が起居できる設備がある建物も住家として取り扱うこと。

「住家」と「非住家」を例示すると次のとおりである。

「住家」に類するもの

官公署庁舎、学校、図書館、神社、仏閣、教会、公会堂、銀行、会社、各事務所、工場、病院、寄宿舎等

「非住家」とするもの

倉庫、土蔵、納屋、物置等

「建物被害」については、棟を単位として計上する。棟とは、建築物の単位で一つの建築物をいう。母屋より延面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家に計上するに至らない物置き、便所、風呂場、炊事場等）は同一棟とみなす。

ア 「全壊」欄

家屋全部が倒壊したもの又は外形上は倒壊しないが大破して改築しなければ居住できないものを記入する。

イ 「半壊」欄

被害がはなはだしいが、補修すれば元どおり再使用できる程度のもので、具体的には主要構造部が20パーセント以上50パーセントまで破損したものを記入する。

ウ 「流失」欄

流失した場合に記載する。

エ 「全焼」欄

アの全壊に準ずる。

- オ 「半焼」欄
イの半壊に準ずる。
- カ 「床上浸水」欄
人が起居に必要な床上（畳、むしろ、ござ等が敷かれているところ。）以上に浸水し、日常の生活を営むことができない状態のものを記入する。
- キ 「床下浸水」欄
「床上浸水」の程度に至らないが、住居内の土間等に浸水した状態のものを記入する。
- ク 「一部破損」欄
「半壊」「半焼」に至らないものを記入する。ただし、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。
- ケ 「非住家被害」欄
「非住家」の被害については、「半壊」「半焼」以上のものについて記入する。「浸水」については、建物が20パーセント以上浸水した場合に記入する。
- (3) 「耕地被害」欄
- ア 「流失、埋没」欄
次の場合について記入する。
(ア) 耕土が流失して耕土を施さなければ耕作が不能となった場合
(イ) 砂利等の蓄積のため、これを取り除かなければ耕作が不能となった場合
- イ 「冠水」欄
作物の突端が見えなくなる状態及びそれまでに至らないが、浸水のため相当の減収が予想される場合の被害を記入する。
なお、耕地被害の計上単位は、ヘクタールとし、それ以下は切り捨てる。
- (4) 「道路損壊」欄
市町道以上の道路で自動車の通行不能となった程度以上のものを記入する。
- (5) 「橋りょう流失」欄
市町道以上の道路に架設した橋りょうが流失した場合に記入する。
- (6) 「堤防決壊」欄
河川のほか、かんがい池等の決壊についても記入する。ただし、ため池、かんがい用水路の堤防は、その決壊によつて特に重大な被害を伴わないものは記入しない。
- (7) 「山（がけ）くずれ」欄
山（がけ）くずれによつて復旧工事をするものについて記入する。
- (8) 「鉄軌道被害」欄
列車、電車の運行が不能になった程度の被害箇所について記入する。
なお、「鉄橋」の被害は本項に含む。
- (9) 「通信施設被害」欄

「通信施設」については、不通になった回線を単位として記入する。

(10) 「木材流失」欄

水害等により流失した木材について、立方メートルを単位として記入する。

(11) 「山林焼失」欄

ヘクタール（1ヘクタールに満たないものは切り捨てる）を単位として記入するが、樹木等もなく被害の軽微なものは記入しない。

(12) 「船舶被害」欄

船舶被害については、「船舶」と「ろかい等による船」に区分した。

ろかい等による船とは、ヨット、伝馬船、ボート、かいのみをもつて航行する船（舟）をいい、これ以外のものを船舶とする。

ア 「沈没」欄

船体が没し、航行不能におちいった船舶について記入する。

イ 「流失」欄

船舶の所在が不明となったものについて記入する。

ウ 「破損」欄

修理しなければ航行できない程度の被害を受けた船舶について記入する。

エ 「ろかい等による船」欄

ろかい等による船の沈没、流失、破損したものについて記入する。

(13) 「り災世帯数」欄

災害により、り災した世帯数を記入する。

り災世帯とは、災害により被害を受け通常の生活を維持することができなくなった世帯で、これを例示するとおおむね次のとおりである。

ア 全壊、半壊、流失、全焼、半焼及び床上浸水により被害を受けた世帯。

イ 船舶の「沈没」、「流失」又は「破損」の場合の当該船舶による水上生活者の世帯。

「世帯」とは、受持勤務員の作成する連絡簿による世帯をいう。

(14) 「り災者概数」欄

災害による通常の生活を維持することができなくなつた者を記入する。これを例示するとおおむね次のとおりである。

ア 死者、負傷者、行方不明の者

イ 前記のり災者

(15) 「出動警察官数」欄

被害が発生し、災害警備に従事した警察官の数を記入する（招集待機した者は含まない。）。

(16) 「被害発生件数」欄

発生件数は、警察署の立場から管内を一つの単位として計上する。したがって管内各所に発生した災害（事故）であつても台風のように同時に同一の原因によつて発生したものと社会通念上認められる場合は、1件として計上する。

一つの災害（事故）が2署以上にまたがる場合は、それぞれ各1件として計上し、それぞれ自署の被害についてのみ記入する。ただし、一つの災害（事故）であつてもその災害（事故）の性質上被害を分けてみるができない場合は、主たる警備活動をした署がその被害を計上する。

なお、いずれに計上すべきか判断のできない場合は、県本部に連絡し調整の上計上する。

この場合の出動警察官の数は、各署ごとに事故種別の該当欄に記入する。（応援警察官の数については被応援署が記入し、備考欄に注記する。）

(17) 「被害発生日」欄

事故災害が発生した主たる日を「被害発生日」として記入する。ただし、月報作成上り災した日が2日以上にわたつたため前記の方法によりがたいときは、○日～○日と記入する。

なお、火災のように1箇月に数件発生し記載することができない場合は、代表的な大きいものについてのみ記入する。

2 災害種別

(1) 災害種別と被害の計上

災害により被害が発生した場合は、原則としてその被害を発生させた主たる災害種別欄に計上する。ただし、

ア 台風に伴う大雨、高潮については、その被害は「台風」欄に計上し発生件数は1件とする。

イ 台風来襲時における大火については、「火災」欄に計上し、備考欄に注記する。この場合の発生件数は「台風」、「火災」1件とする。

ウ 地震により津波が発生した場合で、地震と津波による被害が区別できない場合は、その被害は「地震」欄に計上し、「地震」1件とする。

エ 広義の交通、山の遭難、落盤、山くずれ、爆発物による爆発の被害については、その原因が台風、大雨、強風、高潮、地震、津波、火災、落雷（以下「風水害」と総称する。）によらない場合にのみ記入する。

(2) 「台風」欄

「台風」は、台風が本県下に被害を及ぼしたときはもちろん、その後力が弱まり熱帯性低気圧と呼ばれるものになつてもその被害は本欄に記入する。

(3) 「大雨」、「強風」、「高潮」、「地震」、「火災」、「落雷」、「津波」の各欄については、特に説明を要しないので省略する。

なお、「地震」、「津波」については、前記ウのとおりである。

- (4) 「降雪」欄
降雪の「その他」の欄にはなだれ以外の雪による被害を記入する。
- (5) 「広義の交通」欄
交通事故統計による以外の交通上における事故の被害で、その原因が「風水害」によらないものについて記入する。
- ア 「航空」欄
航空機の墜落事故による被害を記入する。（外国機を含む。）
- イ 「船舶」欄
被害種別の「船舶被害」欄でいう船舶の被害を記入する。
- ウ 「陸上」欄
陸上における交通事故統計以外のものを記入する。例えば列車脱線事故等
- (6) 「山の遭難」欄
登山等による遭難で、その原因が風水害によらないものを記入する。
- (7) 「落盤、山くずれ」欄
工事現場等において火薬を使用して発生した落盤、山くずれはもちろんその他の自然の現象によるものであつてもその原因が風水害によらないものについて記入する。
- (8) 「爆発物による爆発」欄
爆弾はもちろん、火薬その他化学薬品の爆発によつて発生した事故災害であつて、その原因が風水害によらないものについて記入する。
工場災害であつてもその原因が爆発性の物質による被害の場合は本欄に記入する。
- (9) 「水難」欄
水難事故を計上記入する。ただし、救助されたもの及び「大雨」、「高潮」、「津波」又は広義の交通の欄に計上するものを除く。
- (10) 「その他」欄
本欄は、前記各欄に該当しないものを記入する。「その他」欄に記入する災害でその規模が特にじん大なものについては、備考欄に注記する。